

# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川 富也**  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882



## 雇用調整助成金 特例を6月末まで延長

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、6月末まで延長することを決めた。

コロナ禍の影響が長引いているため、7月以降の取扱いについては、雇用情勢を見極めながら、5月末までに判

断する。

雇用調整助成金は企業が従業員に支払う休業手当の一部を負担する制度。中小企業の場合、原則的に助成率は10分の9（解雇を行わない場合）、1人1日あたりの上限額は9000円（1万3500円だが、特例措置として同10分の10（同）、同1万5000円に引き上げている）。

## ウクライナ情勢による 中小企業等への支援策

中小企業庁は、ウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、相談窓口を設置するとともに、厳しい経営状況に直面す

る事業者に対する資金繰り支援を実施している。

日本政策金融公庫、信用保証協会、商工会議所に設置している「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に拡充し、経営に関する相談を受け付けている。

困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りについては、日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付（経営変化型）の要件を緩和し、支援対象をウクライナ情勢や原油高等により、今後の影響が懸念される事業者にまで拡大している。詳細は経済産業省HP

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220225002/20220225002.html>

## 「カスハラ」対策 マニュアルを作成

厚生労働省は、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成した。

近年、暴言、暴行、脅迫、不当な要求を行う悪質クレームが増加している。マニュアルには、顧客と接することが多い企業へのヒアリングを踏まえ、カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応など、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みが記載されている。

マニュアルは厚生労働省ホームページからダウンロードが可能。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24067.html)

## 金融制裁



政府が指定した個人や団体の金融取引に制限をかけ、相手国の経済活動を締め付ける措置。金融機関からの預金引き出しや有価証券の現金化を封じる資産凍結や、送金の停止といった手段が選択肢となる。

ウクライナへの軍事侵攻により欧米諸国や日本は、ロシアの特定の銀行に対し、国際送金システムを担うSWIFT（国際銀行間通信協会）から締め出す措置をとることで合意した。

SWIFTは貿易などの送金に使われるシステムで、ここからの排除は実質、世界経済からの退出を意味する。これにより、ロシアの通貨・ルーブルが暴落し、ロシア経済が大きなダメージを受ける可能性が高い。



# アンケートの実施と 個人情報の取り扱い — 目的外利用の禁止など

顧客情報の収集やマーケティングの実施などの営業行為を目的としてアンケートを行う場合があります。アンケートには個人情報を記載してもらったケースがありますが、その際に、個人情報の取り扱いには十分注意する必要があります。そこで今回はアンケートの実施と個人情報の取り扱いについて取り上げます。

アンケートは、マーケティングや顧客情報の取得のために有用な手段です。そして、名前や住所等の個人情報

情報を取得した後、回答してくれた

顧客にプレゼントを送付することもよく行われています。

アンケートを実施して取得した個人情報については、目的外に使用し

たり、第三者に許可なく提供することとは個人情報保護法で禁じられてい

ますので、注意が必要です。

近年、個人情報の取り扱いに対する社会の目は厳しくなっています。

アンケートで個人情報を取得する場合は、以下の項目について留意しなければいけません。

① **利用目的の特定・目的外利用の禁止**

アンケートに名前や住所等の個人情報に記載してもらうことにより個人情報を取得する際には、個人情報の利用目的を特定・明示する必要があります。

例えば、「商品やサービスの宣伝

通知のため」「イベント案内連絡のため」「商品の送付・保守サービスのため」などがあげられます。

したがって、ダイレクトメールを送付するために個人情報を利用するのであれば、アンケート実施の際、

プレゼントの送付目的に加えて、ダイレクトメール送付のために個人情報を利用する旨をあらかじめ明示しておかなければなりません。

② **第三者への提供禁止**

個人情報は本人の同意なく第三者に提供することができません。第三者提供とは、本来の利用目的以外の目的で別の事業者へ渡すことを言います。

たとえ子会社であっても法人が別

ですから第三者にあたります。

したがって、子会社に個人情報を提供するのであれば、この旨もあらかじめ明示し、黙示の同意を得ておく必要があります。

③ **本人の同意**

アンケートなどで個人情報を収集・利用する際は、「本人の同意」を確認する必要があります。

「本人の同意」を確認する方法としては、口頭や書面にて本人の署名、同意欄へのチェックなどがあります。

ただし、口頭での同意は、万が一トラブルになった際、「同意した」「同

意していない」と水掛け論になってしまうため、書面で署名もしくは同意欄にチェックしてもらうのが一般的です。

④ **問い合わせ先**

個人情報に関する問い合わせのために担当窓口の連絡先を書いておき

ましょう。

## ■ 注意書きの例 ■

アンケートで個人情報を取得する場合は、注意書きとして次のような文章を挿入する場合があります。

・記載していただいた個人情報は、アンケートの回答特典である商品の発送以外には使用しません。

・ご本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはございません。

・取得した個人情報は管理責任者を定め、紛失や漏洩などが発生しないよう厳重に安全対策を実施いたします。

このほか、個人情報を管理する担当窓口の電話番号、メールアドレスなどの連絡先も合わせて記載しておく

とよいでしょう。

個人情報保護に関する内容はきちんと守らなければ意味がありません。

個人情報の管理者を設定して万全なセキュリティの下、個人情報をしっかり管理することが重要です。

このほか、個人情報を管理する担当窓口の電話番号、メールアドレスなどの連絡先も合わせて記載しておく

## ● 個人情報の取り扱いでの注意 ●

- ① **利用目的**  
利用目的を特定し、利用目的の範囲内でのみ利用する
- ② **第三者への提供禁止**  
本人の同意なく第三者に提供することはできない
- ③ **問い合わせ先**  
個人情報に関する問い合わせのために担当窓口の連絡先を明記
- ④ **保管**  
情報の漏洩等が生じないように厳重に保管し、委託者等の安全管理を徹底



# 中小企業活性化パッケージ 資金繰り支援の継続など 総合的な支援策まとめる

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、中小企業の資金繰り強化や事業再生などを促すため、政府は「中小企業活性化パッケージ」を策定しました。パッケージは中小企業の資金繰り、事業再生、再チャレンジの支援など、総合的な内容となっておりますが、今号では、この中から中小企業の資金繰り支援策などについて取り上げます。

## ●政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の概要●

日本政策金融公庫 (中小事業)	商工中金 (危機対応融資)	日本政策金融公庫 (国民事業)
要件・支援内容		
新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月間の売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して一定程度減少すること		
①▲5%であれば、低利融資 当初3年間：基準利率▲0.9%、4年目以降：基準利率 ※中小事業・危機対応：1.07%→0.17%、 国民事業：1.22%→0.32% ※2022年3月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律		
②さらに以下の要件を満たせば、利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資 小規模の個人事業主：▲5% 小規模の法人：▲15% その他：▲20%		
貸付期間(据置期間)		
設備資金20年以内、運転資金20年以内(据置期間は最大5年)		
上限額(併用可)		
3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	6000万円(実質無利子) 8000万円(融資枠)
期限		
2022年3月末まで ⇒ 2022年6月末まで継続		

「中小企業活性化パッケージ」は、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた中小企業の収益力の改善・事業再生・再チャレンジを促すため、経済産業省、金融庁、財務省が連携して総合的な支援策として取りまとめたものです。

### 【実質無利子・無担保融資、危機対応融資】

新年度以降の資金需要に対応するため、政府系金融機関による実質無利子・無担保の融資の期限をこれまでの6月末までに延長します。

### 【資本性劣後ローン】

民間金融機関が自己資本とみなすことができる日本政策金融公庫の資本性劣後ローン「危機対応融資」での運転資金の貸し付け期間を従来の15年以内から20年以内に延長した上で、制度の実施期限を6月末まで延長します。

### 【セーフティネット保証4号】

「セーフティネット保証4号」(最大2億8000万円、100%保証)の期限を6月1日に延長します。

### 【中小企業再生ファンド】

中小機構が最大8割出資する「中小企業再生ファンド」を拡充し、コロナの影響が大きい宿泊・飲食業などを重点的に支援します。

中小企業再生ファンドとは、債務

超過に陥った企業の既往債務の買取やハンズオン支援等の再生支援を実施するため、地域金融機関等とともに中小機構が出資して組成されるファンドのことでです。

### 【補助金】

事業再生に取り組む事業者の収益力改善を促すため、「事業再構築補助金」と「ものづくり補助金」を拡充します。

### ①事業再構築補助金

事業再構築補助金とは、新型コロナウイルス感染症の影響で、需要や売り上げの回復が難しいなかで、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業再編などに取り組む中小企業を支援する補助金です。

今回、通常枠よりも補助率を引き上げた「回復・再生応援枠」が創設されます。補助率は中小企業が3/4、中堅企業が2/3です。

### ②ものづくり補助金

また、ものづくり補助金においても、再生事業者の補助率引き上げ(2/3)などが行われます。

このほか、全国の商工会議所や自治体などの支援機能を統合した「中小企業活性化協議会」と呼ばれる組織を新たに設け、中小企業の事業再生など新たな取り組みを一元的に支援する体制を整備します。

